

## 堺泉北港内航 RORO・フェリー貨物輸送トライアル助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、トラックと船舶を併せた海陸一貫輸送の利用経験のない荷主企業等を対象に、堺泉北港港湾振興連絡協議会（以下「協議会」という。）が予算の範囲内において、堺泉北港の内航 RORO 定期航路又はフェリー定期航路を利用した貨物の海陸一貫輸送のうち、海上輸送に係る経費の一部を助成することにより、堺泉北港における内航 RORO 定期航路及びフェリー定期航路の利用促進を図ることを目的とする。

### (助成対象)

第2条 堺泉北港内航 RORO・フェリー貨物輸送トライアル助成金（以下「助成金」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する法人たる企業が荷主（以下「荷主企業」という。）となる場合に交付するものとする。また、荷主企業から貨物輸送を受託する企業（荷主企業の貨物を取り扱い、別表に掲げる海上輸送事業者に対し同輸送の手配を行う企業を含む）（以下「輸送請負業者」という。）にあつては、荷主企業が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合に交付するものとする。なお、いずれも当該年度内において、同一の助成対象者への交付上限回数は4回とし、別表に掲げる内航 RORO 定期航路又はフェリー定期航路の船舶を利用した海陸一貫輸送を行ったものに限る。また、一事業における申請者は荷主・輸送受託業者のうちいずれか一者によるものとする。

- (1) 申請時点の過去1年間において、別表に掲げる内航 RORO 定期航路又はフェリー定期航路の船舶による海陸一貫輸送を利用していないもの。
- (2) 内航 RORO 定期航路又はフェリー定期航路の船舶による海陸一貫輸送を現在利用しているものであつても、別表に掲げる海上航路輸送区間において、異なる海上航路輸送区間を利用するもの。
- (3) 別表に掲げる内航 RORO 定期航路又はフェリー定期航路の船舶による海陸一貫輸送で、現在利用する貨物と異なる新たな貨物の輸送で利用するもの。
- (4) 別表に掲げる内航 RORO 定期航路又はフェリー定期航路の船舶を利用した海陸一貫輸送で現在の集荷先と配送先のいずれかが異なる輸送で利用するもの。

### (助成金の額等)

第3条 助成金の額は、1回の海陸一貫輸送につき、内航 RORO についてはトレーラー1本、フェリーについては全長11m以上の貨物車両1台、内航 RORO 又はフェリーによる海上輸送区間においてそれ自体が貨物となる特殊自動車（[道路運送車両法第3条](#)、[同法施行規則第2条](#)及び[別表第一](#)により特殊自動車として規定される車両。ただし、堺泉北港から移出される中古車両は除く。以下「特殊自動車」という。）については同車両1台につき、別表の航路輸送区間ごとに定めた金額とする。ただし、海上輸送時の全長が9m未満の特殊自動車については、同表の助成額に2分の1を乗じて得られる金額とする。

- 2 第5条第2項による「輸送証明書」に記載の請求金額が別表の助成額に満たない場合は、助成対象外とする。
- 3 助成金は予算の範囲内とし、助成金の交付決定額が予算額を超える場合は、超過部分については交付しない。

(助成対象期間)

第4条 事業開始日から当該年度末までとする。

(助成金の交付の申請等)

第5条 助成金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、別表の輸送事業者を通じ、あらかじめ助成金交付申請の仮予約を行うとともに、当該貨物輸送が完了し、その代金の支払後、同貨物の輸送が行われた日が属する年度末までに「堺泉北港内航 RORO・フェリー貨物輸送トライアル助成金交付申請書(第1号様式)」に別に定める書類を添えて、協議会に提出するものとする。

2 輸送事業者は、仮予約を行った貨物輸送が完了し、申請者からその代金の受領を確認後、輸送の実績及び請求金額等の当該貨物輸送に係る証明を所定の様式(「輸送証明書」)により速やかに作成し、申請者又は協議会へ送付するものとする。

3 1月1日から3月末日までに貨物の輸送を行い、同貨物の輸送が行われた日が属する年度内に前2項による交付申請の手続きを行わなかった場合に限り、その翌年度に同手続きができるものとする。ただし、同翌年度に、本事業に係る予算が措置された場合に限る。

(助成金の交付の決定)

第6条 協議会は、前条第1項の申請があった場合には、当該申請に係る内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、助成金の交付決定を行い、申請者に「堺泉北港内航 RORO・フェリー貨物輸送トライアル助成金交付決定通知書(第2号様式)」により通知するものとする。

2 助成金は、前項の規定による交付決定後14日以内に交付するものとする。

(助成金の返還)

第7条 協議会は、虚偽の申請又は不正の手段により助成金を受領した者に対しては、当該助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年10月9日から施行する。

1 この要綱は、平成27年2月19日から施行する。

1 この要綱は、平成29年8月9日から施行する。

1 この要綱は、令和5年7月12日から施行する。

1 この要綱は、令和6年6月20日から施行する。

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年4月1日の施行による第5条第3項による規定は、同年1月1日から同年3月末の間に行われた輸送については適用しない。

別表

海上航路輸送区間	助成額*	輸送事業者
千葉港 → 堺泉北港	50,000 円	大王海運(株)
千葉港 → 宇野港、三島川之江港 (堺泉北港経由)	70,000 円	
堺泉北港 → 宇野港、三島川之江港	20,000 円	
三島川之江港、宇野港 → 堺泉北港	20,000 円	
三島川之江港、宇野港 → 千葉港 (堺泉北港経由)	70,000 円	
三島川之江港、宇野港 → 細島港、宮崎港 (堺泉北港経由)	70,000 円	
堺泉北港 → 千葉港	50,000 円	
千葉港 → 新門司港 (堺泉北港経由)	100,000 円	
新門司港 → 千葉港 (堺泉北港経由)	100,000 円	
千葉港 → 細島港、宮崎港 (堺泉北港経由)	100,000 円	
堺泉北港 → 細島港、宮崎港	60,000 円	八興運輸(株)
細島港、宮崎港 → 千葉港 (堺泉北港経由)	100,000 円	
宮崎港、細島港 → 堺泉北港	60,000 円	
堺泉北港 → 新門司港	50,000 円	阪九フェリー(株)
新門司港 → 堺泉北港	50,000 円	

※輸送事業者から徴する「輸送証明書」に記載の請求金額（消費税額及び地方消費税額を除く）が助成額を下回る場合は助成対象外